

成年後見

発行：新宿区社会福祉協議会
新宿区成年後見センター

平成30年6月1日発行

センターだより 第12号

平成30年4月より

新宿区社会福祉協議会が
法人として成年後見人等になります！



成年後見制度とは？	認知症、知的障害、精神障害などにより、判断能力が十分でない人の権利を守る制度です。
お手伝いする人は？	成年後見人等、または任意後見人といいます。 親族、専門職等（弁護士、司法書士、社会福祉士など）の個人のほか、 法人が受任することもできます。



そこで

新宿区社会福祉協議会が、法人として成年後見人等になります。

後見のお仕事は、新宿区社会福祉協議会（成年後見センター）の担当職員が行います。
本人の意思を尊重しながら、その方らしい生活を送れるようお手伝いをします。



新宿区社会福祉協議会による法人後見のメリット



メリット①

「福祉の視点×地域とのつながり」
を活かした支援を行います。

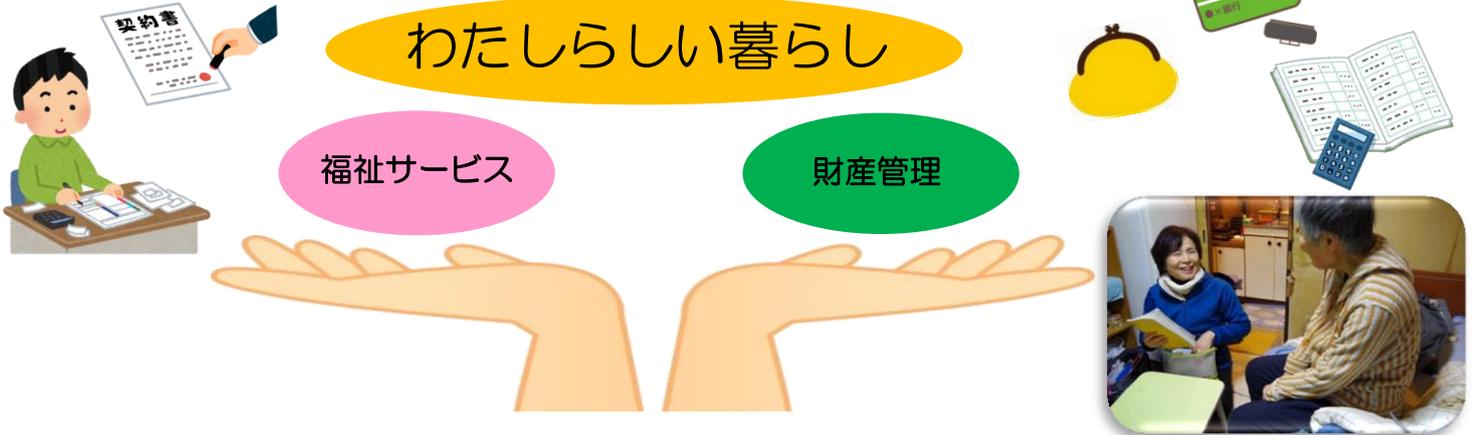
メリット②

公共性が高く、安心して成年後見
制度をご利用になれます。

新宿社協があなたの“わたらしい暮らし”をお手伝いします

お手伝い内容

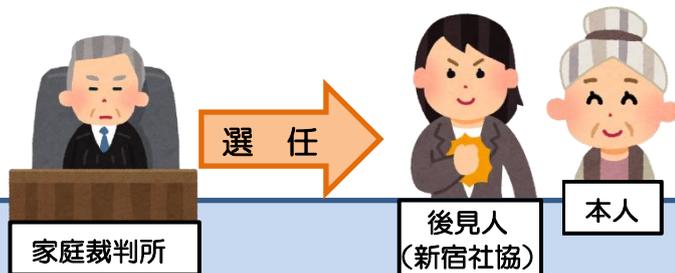
- 本人の生活・医療・介護・福祉に関する契約などのお手伝い
- 年金などの収入と、生活費や公共料金などの支出の管理
- 行政手続きなどの代行... など



事業内容

法定後見事業

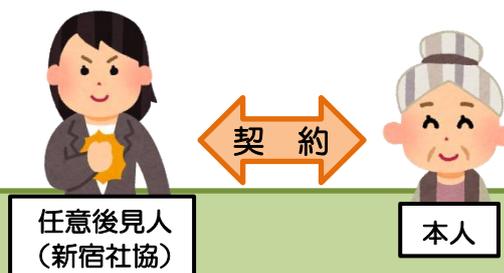
＜今、お手伝いが必要な方＞



家庭裁判所の審判に基づき、新宿社協が成年後見人等としてお手伝いします。

任意後見事業

＜ご自身の将来の不安に備えたい方に＞



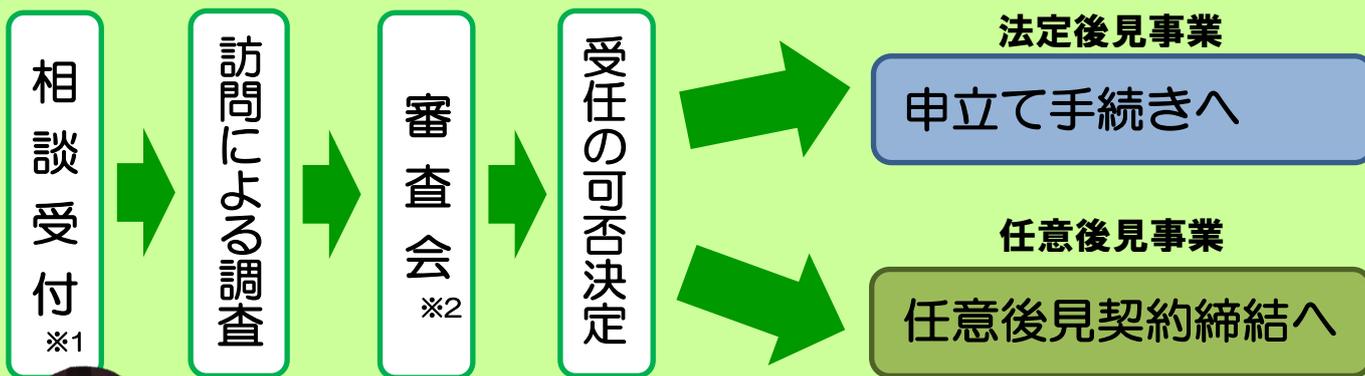
新宿社協に依頼したい内容を決めて、任意後見契約を締結します。将来、判断能力が低下した時は、新宿社協が任意後見人としてお手伝いします。その際には家庭裁判所により任意後見監督人が選任されます。

報酬について

成年後見人等へは以下のとおり報酬が発生します。

成年後見（法定・任意）		報酬の決定
法定後見		家庭裁判所が決めます
任意後見	任意後見人	契約で決めます
	任意後見監督人	家庭裁判所が決めます

利用までの流れ



※1 任意後見事業については、説明会を開催し、詳細な支援内容や報酬額等についてお話しします。
説明会の開催日程については、下記講座等スケジュールをご参照ください。

※2 新宿区社会福祉協議会が成年後見人等または任意後見人になるためには一定の要件があり、審査会の意見を踏まえ、受任の可否を決定します。審査会は隔月で開催します。

出前講座をご活用下さい

成年後見センターの職員がお伺いし、法人後見事業をはじめとした成年後見制度についてわかりやすくお話しします。

制度について知りたい、後見活動の具体的な話聞きたいなど、5名程度の少人数グループからお受けします。

詳しくは4面記載の当センターまでお問い合わせください。

- 施設の家族会
- ケアマネージャー等の勉強会
- 学校のゼミの一環
- 企業の研修 など

さまざまな場でご活用下さい。



平成 30 年度 講座等スケジュール

平成 30 年度は以下のような予定で行います。ぜひ、ご参加ください。

テーマ	開催月
成年後見制度入門講座(4面を参照)	6月、11月 *6月開催は4面を参照
任意後見講座	9月、2月
任意後見事業説明会	9月、12月、2月
市民後見人養成基礎講習	説明会-8月 講習-10~12月

*その他、家族信託や、遺言・相続をテーマにした講座も実施予定です。

*詳しくは、新宿社協ホームページ、広報紙「けやき」、新宿区報でご確認ください。



はじめの第一歩!

成年後見入門講座・出張相談会



- 日程● 平成30年6月30日(土)
- 会場● 落合第一地域センター 3階第1会議室A・B (新宿区下落合4-6-7)
- 会場● 区内在住・在勤・在学の方

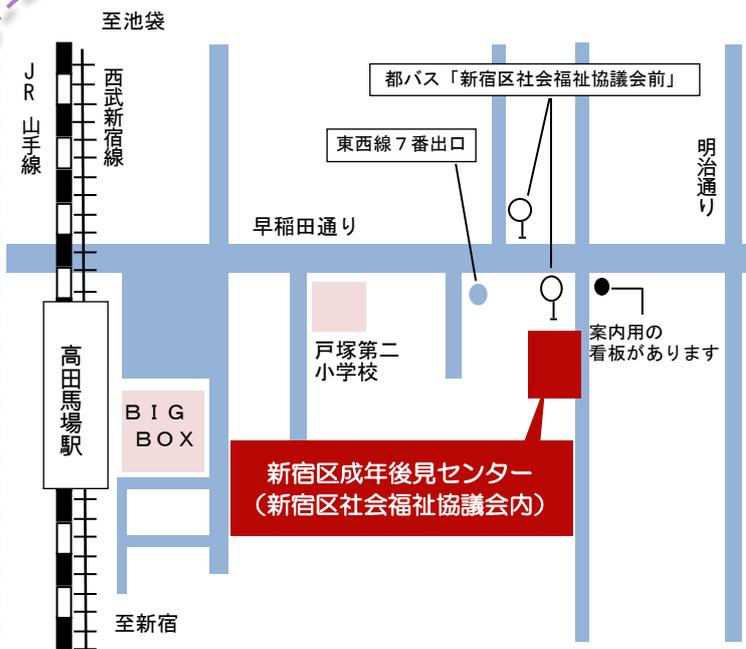
成年後見制度入門講座

- 【時間】午後2時～4時
- 【講師】司法書士 吉田なつみ氏
- 【定員】定員なし
- 【内容】成年後見制度の概要やかかる費用の目安など、成年後見人である司法書士が実際の活動の流れに沿ってわかりやすくお話しします。
- 【参加費】無料



出張相談会

- 【時間】①午前11時30分～(弁護士)
②午後0時30分～(弁護士)
③午後4時30分～(社会福祉士)
④午後5時30分～(社会福祉士)
※相談時間は各45分
- 【定員】全4組(先着順)
※5月22日(火)から受付開始
- 【内容】成年後見制度に関するご相談
※プライバシーに配慮した個室で対応。
- 【相談員】弁護士または社会福祉士
- 【相談料】無料



新宿区成年後見センター ご案内



- ◇JR山手線・西武新宿線
高田馬場駅下車早稲田口から徒歩7分
- ◇東京メトロ東西線
高田馬場駅下車7番出口から徒歩3分
- ◇都バス
「上69」小滝橋車庫⇄上野公園
または、「飯64」小滝橋⇄九段下
「新宿区社会福祉協議会前」下車徒歩1分

【住所】〒169-0075 新宿区高田馬場1-17-20 (新宿区社会福祉協議会内)
 【電話】03-5273-4522 【FAX】03-5273-3082
 【E-mail】skc@shinjuku-shakyo.jp 【URL】http://www.shinjuku-shakyo.jp

※ 新宿区成年後見センターは新宿区社会福祉協議会が新宿区から運営を受託しています。